

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 福祉部高齢福祉課

番号 3

不利益処分の内容		茅ヶ崎市老人憩の家の指定管理者の指定の取消及び管理業務の一部又は全部の停止命令
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項
処 分 基 準	関係条項	地方自治法第244条第2項、第3項
	基準 (未設定の場合は その理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 茅ヶ崎市老人憩の家の管理運営について、指定管理者が正当な理由がないのに茅ヶ崎市の指示に従わないとき</li> <li>② 利用者が茅ヶ崎市老人憩の家を利用することについて、指定管理者が正当な理由がないのに利用を拒んだとき</li> <li>③ 利用者が茅ヶ崎市老人憩の家を利用することについて、指定管理者が不当な差別扱いをしたとき</li> <li>④ その他茅ヶ崎市老人憩の家の適正な管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき</li> </ul>
	参考事項	市と指定管理者で締結する協定書のとおり。
	設定等年月日	平成18年 4月 1日設定 (令和5年 4月 1日最終変更)